

第二期小平市子ども・子育て支援事業計画 令和 2 年度推進状況の概要

1 計画について

(1) 計画の位置づけ

子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」で、「小平市第三次長期総合計画 基本構想」、「小平市第四期地域保健福祉計画」、「小平アクティブプラン 2 1」などの関連計画と整合性を図り策定。また、計画の一部を、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく市の次世代育成支援行動計画に位置付ける。

(2) 計画期間

令和 2 年度～令和 6 年度までの 5 年間

(3) 施策の体系

子ども・子育て支援法に基づき、国の基本方針を踏まえ、就学前児童、就学児童（小学校 1 年生から 6 年生）及び、その子育て家庭の保護者を中心に策定した計画。第一期計画の基本理念「みんなですくすく 感動子育て 笑顔があふれるまち こだいら」を引継ぎ、「様々な子育て家庭を支える視点」、「安全・安心な子育てができる環境をつくる視点」、「地域で子育てを支える視点」の 3 つの視点に沿って子ども・子育て支援を推進する。

2 推進状況について

(1) 構成及び事業本数

3 課 16 事業を進行管理

- ① 幼児期の教育・保育（0 歳から 5 歳の教育・保育事業） 3 事業 4 項目
- ② 地域子ども・子育て支援事業 13 事業 13 項目

(2) 令和 2 年度の結果

「確保方策」を達成し、推進が図られた事業

- ① 幼児期の教育・保育 3 事業 4 項目のうち 2 事業 2 項目
 - (2) 2 号認定【3 歳から 5 歳保育認定（認定こども園・保育所）】
 - (3) 3 号認定【0 歳から 2 歳保育認定（認定こども園・保育所・地域型保育事業所）】 1・2 歳児
- ② 地域子ども・子育て支援事業 13 事業 13 項目のうち、8 事業 9 項目
 - (1) 利用者支援事業
 - (3) 妊婦健康診査事業
 - (4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
 - (5) 養育支援訪問事業
 - (6) 子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業）
 - (9) 延長保育事業
 - (10) 病児・病後児保育事業
 - (11) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ事業） 1～3 年生、4～6 年生

※このほか、「確保方策」が未達成の事業についても、おおむね必要量を充足する子育て支援サービスの提供ができており、順調に計画内容の推進が図られた。今後もさらなる子育て関連事業の推進を図っていく。

3 計画の推進体制

(1) 組織体制

①令和3年8月19日（木）に、庁内組織としての「小平市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会」において、令和2年度推進状況の報告、及び情報共有を行った。

②令和3年9月1日（水）開催予定の「小平市子ども・子育て審議会」において推進状況を報告する。

(2) 報告・公表について

①市議会議員への配付 令和3年9月30日（木）

②各課配付、市ホームページでの公表 令和3年9月30日（木）

③市報掲載 令和3年10月20日号